

インフルエンザ療養報告書の提出について

インフルエンザは、学校保健安全法施行規則第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は登校することができません。インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、お子様が回復し登校する際には、保護者の方が下記の「インフルエンザ療養報告書」を記入し、学校へ提出してください。

○ インフルエンザと診断された場合、以下の2つの条件を両方とも満たさなければ登校できません。

※ 2つの条件が満たされず登校した場合は、お迎えをお願いする場合があります。

- ① (発症した日を0日目として)発症した後、5日を経過している。
  - ② (解熱した日を0日目として)解熱した後、2日を経過している。
- 両方の条件が必要です

○ 条件を満たすかつ、登校しても活動できる状態に症状が回復しているかの御確認もお願いいたします。

【記入例】 ※ 医療機関で記入してもらう必要はありません

**① 日にちを記入**

**発症した後、最低5日間は登校できません**

	発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症後 (6日目)	発症後 (7日目)	発症後 (8日目)
日にち	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7		
例①：3日目に解熱				○	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
日にち	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9
例②：5日目に解熱						○	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

**② 解熱日に ○**      **③ 解熱後何日目か**

解熱後2日を経過するまでは登校できません

千葉県立栄特別支援学校長 様      インフルエンザにおける療養報告書

1. 児童生徒名：      部      年      組

2. 受診日：      月      日 (      )      3. 受診した医療機関名：

療養経過	発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症後 (6日目)	発症後 (7日目)	発症後 (8日目)
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱した日と 解熱後何日目か									
発症後5日を経過    かつ    解熱後2日を経過    まで出席停止									

上記のとおり療養したことを報告します。

令和      年      月      日      保護者氏名：